

## 第二部【追完情報】

### 1【事業等のリスクについて】

後記「第三部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第43期）の提出日以後、平成16年11月24日までの間に、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について変更及び追加がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。なお、変更及び追加箇所は\_\_\_\_罫で示しております。

#### 【事業等のリスク】

以下、JALUXグループの事業展開上のリスク要因となる可能性のある事項及び投資判断上重要と思われる事項を記載いたします。投資判断に際しては、この特別記載事項に関しての慎重な検討が必要と考えられます。なお、当社はこれらのリスク要因を十分認識のうえ、その未然の回避と発生時の最善の対応に努めてまいります。

##### (1) JAL（日本航空）グループとの関係について

当社は共同持株会社である㈱日本航空（平成16年6月26日付にて㈱日本航空システムより商号変更）の子会社で、㈱日本航空インターナショナル（平成16年4月1日付にて日本航空㈱より商号変更）及びその他JALグループ企業に対して、物品の販売及び業務受託を行っています。（なお、平成16年11月24日付にて㈱日本航空インターナショナルが㈱日本航空に当社株式を譲渡したことにより、㈱日本航空インターナショナルは当社の親会社ではなくなりました。）

平成16年3月期における、当社からの販売金額及び当社売上高に占める比率は以下の通りで、今後JALグループとの関係に大きな変化が生じた場合、JALUXグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

相手先	平成15年3月期		平成16年3月期	
	金額（百万円）	比率（％）	金額（百万円）	比率（％）
㈱日本航空インターナショナル	16,559	21.1	14,576	18.6
その他JALグループ企業	11,821	15.0	11,874	15.1
合計	28,380	36.1	26,450	33.7

（注） 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

##### (2) 航空旅客数の影響について

JALUXグループの事業の中で、航空旅客数の影響を、直接的または間接的に受ける主な事業は以下の通りで、航空旅客数に大幅な変動が生じた場合、JALUXグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

主に国際線航空旅客数の影響を受ける事業

機内販売品・機内食事業、「JAL/DFSデューティーフリーショップ（成田空港免税店）」、

「JAL PLAZAいぎりす屋（ロンドン/ギフトショップ）」、

「Plaza Wien Jalux（ウィーン/ギフトショップ）」

主に国内線航空旅客数の影響を受ける主な事業

機内通販事業、「BLUE SKY（国内空港店舗）」

なお、これらの事業の売上高は、連結売上高の概ね4割程度となり、最近では、平成14年3月期及び平成16年3月期に、米国同時多発テロ事件、イラク戦争及びSARS等による国際線航空旅客数減少の影響を受けております。

(3) 企業ブランドと顧客との信頼関係について

当社は日本航空の「JAL」ブランド及びJALグループとしての企業ブランド「JALUX」を事業上有効に活用するとともに、商品・サービス等の品質に基づく顧客との信頼関係を基盤に事業展開を行っています。今後、これらの信用力や人気に変化が生じた場合や、当社の提供する商品・サービスに品質上の大きな問題が生じ企業としての信頼性の低下を招いた場合など、JALUXグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、東証1部指定を機に、本年4月に「事業品質向上委員会」を設置し、事業活動全般にわたる品質のさらなる向上に取り組んでおり、順法性、公正性等の観点も踏まえ、社会性の高い「良き企業市民」としての企業の発展に努めてまいります。

(4) 新規事業分野への参入について

当社では、平成17年3月期からの3カ年中期計画において、新たな基幹事業育成のため、将来にわたるJALUXグループの継続的な事業成長が見込まれ、かつ企業理念にも即した「環境」「文化」「厚生」の3分野への新規事業展開を計画しております。

具体的には、平成17年3月期において、介護事業運営会社の設立及び紀行映像コンテンツ制作ファンドへの出資を行いました。出資に際しては十分な検討を行い、JALUXグループの今後の収益拡大に寄与するものと確信は得ておりますが、これらが計画どおりに進捗し所期の目的を達成するか否かについての保証はありません。

(5) ㈱セシールからの訴訟の提起について

平成16年10月8日付を以って㈱セシール（本社：香川県高松市、以下「同社」）が高松地方裁判所に対して当社を相手とする損害賠償請求の提訴を行いました。その経緯・内容については以下のとおりであります。

同社が当社から仕入れて、通信販売により販売したレトルトカレーに関し、カタログ記載内容が「景品表示法」に違反したとして公正取引委員会から同社に対して平成16年7月13日付で排除命令が出されました。同社はこれを受けて顧客に対して売買代金の返金、全国紙への排除命令記事掲載を行いました。

同社はこうした諸費用合計142,281,752円全額につき、商品供給元である当社に債務不履行・不法行為があったとの主張のもとに、今般、損害賠償請求を行ったものであります。

当社としてはこのような請求を受ける根拠はないものと判断しておりますが、上記訴訟の判決によっては、当社の業績に影響を与える可能性があります。